

観光

森林組合解散に伴う今後の森林行政と 景観条例制定について

編集後記

Q

- 1 今後の森林行政の方向性と諸施策について
2 今後の林業従事者的人材（後継者）育成と産業化について
3 景觀行政団体として、景觀条例制定へ向けて森林産業の再生も含め、今後、自然景觀をどのように維持、向上、保全、管理をしていくのか

- 4 大自然との触れ合いや体验の場として、林業を觀光立町の中にどう位置付けていくのか

- 5 生涯学習林等の考えは

1 点目について、平

A 成19年度から水源環境税の導入により、地域

水源林の整備の仕組みが構築され、本年度から5年間、全額交付金での整備が可能となつたので、新たに「豊かな森林づくり事業」として「広葉樹林化事業」と「仙石原片平地区広葉樹林化事業」をさらに充実・強化し、豊かな水を育



お玉ヶ池と箱根の森

次の5点について伺う。む森の保全再生のために、間伐・枝打ちなどをを行うとともに、人工林の荒廃が進んでいる私有林8haと町有林10.75haの整備を実施するものである。

また、引き続き平成20年度から23年度まで町有林や私有林の広葉樹林化や受光伐、植林、下草刈り、間伐・枝打ちを実施し、将来、モミジやヤマザクラなどの生い茂る広葉樹の名所となるよう整備していくたいと考えているが、平成24年度以降の方向性については、県の水源税の動向を見ながら決定していきたい。

2 点目について、町でも長

年にわたり林業の不振や生活様式の変化に伴い、県産木材の利用が減少につながっていることから、林業従事者などに対し、県の森林課と連携を図りながら、各種技術研修会に参加を呼びかけ、林業技術・技能の人材養成及び後継者の育成を図っていきたい。

3 点目について、まず、景

觀条例制定に向けては、平成19年度中に景觀計画と景觀条例の原案をまとめ、その原案を町民の皆さんに供覧して、パブリックコメントの募集を行なうほか、各地域で「まちづくり懇談会」を開催して説明を行い、町民の皆さんとの合意形成を図った上で、都市計画審議会や議会の議決等必要な手続きを経て、平成21年4月施行を目指している。

4 点目について、町と

業化についてであるが、町としては、景觀としての生産林や杉・檜を残しつつ、四季を通じ自然の変化を楽しめる景

園としての觀光の目玉として理解をいただきたい。

いきたいと考えている。その一環として広葉樹林化については、仙石原片平地区の整備を継続するとともに、新たに

党の大敗は、国民が今の政治に対し、不信感を持つことがあります。

最大の争点となつた年金問題は、社会保険庁の失策であり、首相が一人で責任を負うのは少々気の毒だと思いますが、内閣への不信感を強くしたのは、安倍首相の責任にはならないと思います。

金と政治の問題についても、不明瞭な事務所費の処理に対し、「法に則つてやつていては、早急に法等を検討すべきであり、「領収書をすべて提出するようにする。」と答えていたら、どんなに私たちの胸のつかえが取れたことか。

私たち庶民は、1円で泣き、1円で喜んでいるのです。

5 点目について、学校林を利用した学習であるが、小中学校の教育内容、指導体制、管理体制を考慮すると、困難であると考えている。さらに児童・生徒にこれ以上の学習内容を現状の年間教科時数の中で理解させるのは、非常に大きな負担がかかるので、ご理解をいただきたい。

(勝呂記)

議会だよりはこね編集委員会

委員長 勝呂 昌子

副委員長 村野由紀子

委員 勝俣 公好